

令和3年度（2021年度）第6回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年12月15日（水）午後2時開会

場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度第6回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が3名、オンラインでの出席が8名、合わせて11名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、白木委員は、少し遅れてオンラインにてご出席の予定となっております。

また、押田委員につきましては、オンラインにてご参加されておりますが、都合により途中で退席されると伺っております。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境計画担当課長 お疲れさまでございます。佐々木でございます。

本日も、ご多忙の中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会も、一部オンライン会議とさせていただきます。ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解をいただければと思います。

さて、前回ご審議いただきました新瀬棚臨海風力発電事業につきましては、審議会の後、答申をいただきまして、事業者宛てに知事意見を述べたところでございます。委員の皆様におかれましては、熱心にご議論をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本日の予定議事につきましては、ご案内のとおり、3件となります。そのうち、風力発電事業の石狩市厚田区聚富望来と松前2期の二つの案件については、答申文（案）などについてご審議をいただきますとともに、前回に引き続きまして、北海道環境影響評価制度の見直しとして、条例に係る風力発電事業の規模要件について、ご審議をいただければと考えております。

本日も効率的な会議運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、慎重なご議論をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日は、オンラインを併用し、対面形式での開催としております。引き続き、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止を図っていく必要があることや、会場管理者からの要請

もあり、一般傍聴者については、人と人との距離を確保するための定員の削減、体調に不良のある方の入場の制限、マスク着用や手指消毒の徹底などを行い、感染防止の取組に配慮した形での開催としております。

それでは、お手元にお配りしました資料について確認いたします。なお、オンラインでご参加の委員の方々には、事前にお送りしております。資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-4、資料3については、資料3-1と資料3-2のほか、参考資料として3-1から3-4までとなっております。

なお、資料3-1については、事前にお送りしているものから差し替えをさせていただいております。申し訳ございません。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、先ほど課長からもありましたように、3件でございます。

議事(1)は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書についてです。青色の図書で、合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所の事業です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事(2)は、2回目の審議となります(仮称)松前2期風力発電事業環境影響評価方法書についてです。薄い緑色の図書で、東急不動産株式会社の事業でございます。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事(3)は、北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明は15分程度を予定しておりますが、その後に行います皆様の審議は、特に時間を設定せず、できるだけ多くの委員の方のご意見やご質問を伺いたいと考えております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、露崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○露崎会長 よろしくお願ひします。

まず、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名いたします。

本日は、笠井美青委員と奈良委員を指名します。

ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○笠井(美)委員 よろしくお願ひいたします。

○奈良委員 よろしくお願ひします。

○露崎会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事（１）は、本日が２回目の審議となり、答申を予定している（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局から、主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（塚本係長） 事務局の塚本です。よろしくお願いいたします。

初めに、資料１－１に沿って、２次質問とその事業者回答のご説明をしたいと思います。

前回の審議でのご質問などを中心に５問をご紹介します。

最初に、７ページの質問６－９の２次質問をご覧ください。

超低周波音に関する現地調査についてですが、年１回としていることについて、残留騒音と同様に、年４回の実施が必要ではないかと問いました。これに対して、事業者からは、騒音は、交通量や積雪を考慮し、年４回としているが、低周波音はこれらの効果が大きいとは考えられないため、風況を考え、南東風となる春から秋と北西風の冬の年２回で十分と考えるとのことです。

次に、９ページの質問６－２３ですが、小型哺乳類の捕獲調査について、墜落缶の設置数などの見直しが必要との指摘をしております。これに対して、事業者からは、文献によると、トガリネズミ類の捕獲には、通常、墜落缶を使うのがよいとあり、また、罠を多くするよりも、少ない罠を丁寧に仕掛けることが肝要であるとあるため、１地点当たり口径約２０センチメートルの墜落缶を５個と設定しているとのこと。この見解は平行線となっているところでございます。

続いて、次の１０ページの質問６－２４をご覧ください。

１次質問では、鳥類のポイントセンサスの調査回数の設定理由を質問しまして、根拠の文献などが回答されておりました。これについて、２次質問の①において、根拠とした二つの文献のうち、一方は関東地方での調査のみに基づくものであることなどから、根拠が不十分であると指摘し、再検討を求めました。これに対して、事業者からは、論文等を参考に根拠を検討し、必要に応じて調査回数を検討するとのことです。

次に、１１ページの質問６－４７をご覧ください。

植生の調査地点について、多くの植生で１地点ないし２地点となっているが、この数で各植生を代表する数値を得ることができるのか疑問であると指摘しました。これに対して、事業者からは、現段階では、植生図を基にした想定数であり、必要最低限の数量となっている、現地調査時において、状況に応じて見直しを行うとのことです。

最後に、１４ページの質問７－４をご覧ください。

①では、旧聚富小中学校が利用されることになったことを受けて、追加する調査地点について提示を求めました。また、②として、この施設から風車まで１．２キロメートルの離隔距離を取った場合の配置などについて質問しました。これに対して、事業者からは、①の調査地点として追加する項目は、騒音、超低周波音、景観であり、また、②の風車の配置などは、検討中とのこと。添付資料に調査地点の位置などが示されておりますの

で、適宜、ご参照いただければと思います。

簡単ですが、資料1-1の説明は以上とし

なお、資料1-2の説明は省略させていただきます。

続きまして、資料1-3の関係市町長の意見をご覧ください。

今回の関係市町は、石狩市及び当別町になります。

最初に、石狩市長の意見です。

2ページ目をご覧ください。

1の総括的事項については、1段落目では、市が策定したゾーニング計画の趣旨等を踏まえ、影響を回避、低減すること、2段落目では、計画の調整エリアにおいても、十分な調査や慎重な予測、評価を実施し、風車の配置を検討すること、3段落目では、図書の縦覧において利便性の向上に努めることなどが記載されております。

2の個別的事項については、項目のみのご紹介とさせていただきますが、騒音及び超低周波音、重要な地形及び地質、風車の影、動物、植物、景観、水質、廃棄物等について、注意すべき点や、影響の回避または十分な低減を求めることについて、意見が述べられております。

続いて、当別町長の意見です。

最後の5ページ目をご覧ください。

こちらは1項目で、累積的影響の検討について、図書では、評価書が確定した事業のみを対象としていますが、配慮書も含めて、アセス手続を実施している事業も対象とするよう求める意見でございます。

資料1-3の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料1-4の答申文（案）たたき台をご覧ください。

今回は方法書ということで、内容が多くなっておりますが、まず、前書きとしては、従来どおり、1段落目に事業の特性、2段落目からは地域特性を記載し、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項ですが、（1）は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

なお、今回は、2行目の中ほどに「対象事業実施区域及びその周辺の最新の状況を踏まえ」という一文を入れておりますが、これは、方法書の作成以降に新たな配慮施設ができていることを考慮し、加えたところでございます。

（2）は、累積的影響について、必要な情報を入手した上で、適切に対応することを求める意見でございます。

（3）は、石狩市ではゾーニング計画を策定していますので、市と十分に協議を行い、その結果を反映した事業計画とすることとしております。

(4) は、相互理解に関してですが、本事業に提出された意見の状況を勘案しまして、1行目の「今後の手続きに当たっては」の次に、「関係市町や地域住民から、自然環境や景観への影響、騒音による健康被害などを懸念する意見が多く認められている状況を踏まえ」と入れた上で、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(5) は、図書の公表などについてです。本方法書は、縦覧中、事業者のウェブサイトから印刷及びダウンロードが可能とされており、また、環境省のサイトでの公表にも協力するなどの配慮がなされておりますので、これを述べた上で、今後もさらなる利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1) は、騒音及び振動についてです。

アは、周辺に住居等が存在しますので、できる限り離隔することなどを求める意見としております。また、2段落目ですが、本事業は、先ほども触れましたように、今後、風車の配置の見直しを行うこととしており、さらに、住宅付近の調査地点の追加も予定されていますので、「今後の検討を反映した風車の配置や、住居等との位置関係を踏まえ、必要に応じて調査地点の変更や追加を行うこと。」と記載し、確実な対応を求めたいと考えております。

イは、住居等までの離隔距離が十分ではない場所がありますので、振幅変調音や純音性成分などによる影響への配慮、稼働後の対策などを求める意見を入れております。

ウは、工事用資材の搬出入による騒音、振動や、機械の稼働による騒音についての累積的影響について、エは、施設の稼働による騒音の累積的影響について、適切な対応を求める意見としております。

(2) は、水質についてですが、区域及び周辺には河川がありますので、これまでの案件と同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするとしております。

(3) は、地形及び地質についてですが、事業は、区域の全域が重要な地形である石狩丘陵内に位置すること、大部分が望来段丘と重複していることを指摘しまして、できる限り地形改変の影響を回避、低減するよう求める意見としております。

(4) の風車の影については、これまでの住居等が近くにある案件と同じ書きぶりでございます。

アは、風車を住居から離隔することなどにより、影響を回避または十分低減することを求める意見、イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることがあること、それから、累積的影響への対応を求める意見としております。

(5) は、動物についてです。

アは、哺乳類の捕獲調査に関する指摘ですが、審議を踏まえて、環境特性ごとに適正な調査地点及びトラップの数などを設定することとしています。

イは、コウモリ類の調査について、これまでの案件と同様に、専門家等から助言を得な

がら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することとしています。

ウは、昆虫類等について、専門家ヒアリングの実施などを求める意見としております。

エは、鳥類の影響についてですが、この区域の特性として、オジロワシ、オオワシの分布情報があることや、ノスリなどの渡りの経路となっている可能性について述べた上で、これら鳥類の生息や、バードストライクなどの影響について、適切に対応し、周辺事業との累積的影響への対応を求める内容としております。

(6) は、植物についてです。

アは、審議を踏まえて、植生の調査地点について、現地の植生タイプや面積に応じて、適宜追加することを求める意見としております。

なお、申し訳ありませんが、「適宜」のところに誤字がありましたので、この後、修正させていただきます。

続いて、イは、従来どおり、重要種等への配慮について、重要種が確認された場合は、その場所の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとしております。

ウは、外来植物についてですが、本方法書では、外来植物の調査計画が盛り込まれておりますので、その調査の結果、外来植物が確認された場合の拡散防止対策を求める意見としております。

(7) の生態系については、基本的に、これまでの案件に準じた内容でございます。

アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて検討の上、適切に選定するとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見、ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見としております。

(8) は、景観についてですが、今回の方法書では、調査地点については比較的丁寧に対応されておりますので、従来と同じように、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項を意見として述べておきたいと思っております。また、2段落目には、累積的影響への対応を記載しております。

(9) は、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、本事業は、石狩海岸フットパスなどが工事用資材等の搬出入ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点を指摘し、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価することとしております。さらに、ほかの事業と工期が重複する場合には、累積的影響についても適切に対応することを求めたいと思っております。

(10) は、廃棄物等についてですが、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

資料の説明については以上とさせていただきます。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○押田委員 動物の調査のところで平行線となっているピットフォールトラップの数についてです。

もう一度確認したいのですが、調査地点の面積はどのぐらいでしたか。今、私のほうでぱっと出てこないの、あちらはどのぐらいの面積にこのぐらいの数と言われていたのか、確認させていただけますでしょうか。

○事務局（塚本係長） 全体の事業区域の面積に対してということでしょうか。

○押田委員 事業面積の中に調査地点を幾つか設けて、それぞれのところに墜落缶を仕掛けるのかなと勝手に解釈していたのですが、その辺りの確認をお願いしたいと思います。

○事務局（塚本係長） 図書で言いますと、367ページの表6. 2. 16になりますが、こちらに哺乳類調査地点の設定根拠が記載されておりまして、環境類型区分の面積に対する地点数が示されています。

○押田委員 それぞれに面積が出ていて、地点数が書いてあるのですが、その地点はどのぐらいの面積なのでしょう。

○事務局（塚本係長） 場所の表示は375ページにございますが、その1地点がどのぐらいの面積かというのは、表示がないように思います。

○押田委員 この辺りをもう少し明確にしていただけるといいのかなと思います。例えば、五つ仕掛けるとしても、100メートル四方に五つと、200メートル、300メートル四方に五つとでは、状況が全く違ってきますよね。

また、野生動物調査痕跡学図鑑によると、罾を多くするよりも、少ない罾を丁寧に仕掛けることが肝要であるということですが、たくさんの罾を丁寧に仕掛けるのが一番いいのです。トガリネズミというのは、動く距離が知れていますので、場所が外れただけで全くいないという結果になってしまいます。やっぱり、その辺りは配慮していただきたいというのが私の意見ですので、具体的に、どの面積に大体何個かというのをもう一度確認していただけると、非常にうれしいです。

○大原委員 365ページの哺乳類のシャーマントラップのところに、間隔は10メートルと書いてあるので、これで距離や面積が大体分かるのではないですか。

○押田委員 トラップの設置間隔は10メートル、墜落缶は1地点当たり5個ということで、このぐらいの精度でやっていくということですね。この精度でかけられるのだったら、もちろんこの方法でもありなのでしょうけれども、シャーマントラップは20個かけているので、墜落缶もこのような感じでかけていただけるといいかなと思ったのです。それをもう一度聞いていただけるとうれしいなと思います。

シャーマントラップは20個かけられるということなので、それだけの範囲を覆えると思うのですが、墜落缶は10メートルおきに5個となってくると、恐らく、その地点の中でカバーできる場所だけになってしまうかなと思いますので、できれば、シャーマントラ

ップと同じぐらいの範囲を網羅できるように、少し増やしていただきたいなと思います。5個ではなく、10個ないし20個で考えていただけるといいのかなというのが私の意見ですので、もう一度お尋ねいただけるようでしたら、お願いしたいと思います。

○**露崎会長** 今回のQ&Aが最後となりますので、今の意見を反映させるとしたら、答申文にそれを盛り込むしか方法がないのかなと思います。該当するとしたら、(5)の動物のアの部分になるかと思しますので、直せるのであれば、後ほど、押田委員と私とで今のご意見を反映させるということでもよろしいでしょうか。

○**押田委員** よろしく願いいたします。ここはもう少し細かく書いていただくようお願いできればと思います。

○**露崎会長** 事務局もそれでよろしいですか。

○**事務局（塚本係長）** はい。改めてご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

○**吉中委員** 以前も確認させていただいたような気がしますが、もう一度教えてください。

例えば、総括的事項の(4)と(5)では、最後が「努めること。」となっており、同じく、総括的事項の(1)などでは、「低減すること。」や「実施すること。」、また、個別的事項は、「実施すること。」など、全て何々することという書きぶりになっていますが、ここはどういう書き分けをしているのだったか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○**事務局（塚本係長）** 基本的には、図書に応じて、環境保全上の意見を中心に、答申文（案）たたき台を作成させていただいております。ただ、(4)と(5)については、直接的な環境保全上の問題というより、理解促進を求めるものだったり、図書の公表についても、制度上のものは既に満たしているところですが、それ以上のよりよい対応を求めるものですので、「低減すること。」や「実施すること。」というより、「努めること。」という表現にしております。

○**事務局（石井課長補佐）** 補足いたします。

アセスに関する知事意見は、環境影響の面からとなりますので、項目については、いわゆる命令系にしております。相互理解と情報公開については、そこから外れるという側面がありますので、「努めること。」とし、命令形にはしていないところです。

○**吉中委員** 少しグレーな感じがしますが、今回の方法書の中では、特に一般の意見等が大変たくさん出ているということで、(4)もこういう形で書かれているのだと思います。いろんな事情で説明会が延期されたり、縦覧の期間が延長されている中で、事業者の今後とも丁寧な説明をしていこうということは見えているのですが、環境への影響をしっかりと低減させるための答申だと思いますし、やはり、地元の意見あるいは住民の意向をしっかりと反映させていくことが、すなわち環境影響の低減にもつながると思いますので、

今後はその辺りを少し検討していただければありがたいかなと思います。

今回のところは、特に修正を求めるものではありません。

○**露崎会長** ほかにご意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ほかにないようですので、本日ご審議いただきました(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文(案)に関しましては、誤植を1か所訂正することと、(5)の動物のAの部分に、墜落缶の調査方法について、もう少し検討してほしい旨を加えるということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** それでは、そのようにしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事(2)に移ります。

本日2回目の審議となり、答申を予定している(仮称)松前2期風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局から、主な2質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○**事務局(小林主事)** 事務局の小林です。よろしくお願いします。

今回使用する資料は2-1から2-4となります。

なお、資料2-2については使用しませんが、一部、委員限りの非公開資料がありますので、念のため、お伝えいたします。

まず、資料2-1に沿いまして、前回の審議に関する五つの質問について説明いたします。

それでは、4ページの質問3-8及び質問3-9をご覧ください。

特定植物群落のミズナライタヤ林が縮小したことについて、前回の審議会において、委員から、定量的データを示すこと、また、縮小した理由を示すことについてご意見がありましたので、こちらについて質問いたしました。これに対して、事業者からは、先行植生調査は、目視で実施した定性的な調査であったが、方法書以降では、植生調査結果を基に現存植生図を作成し、面積などの定量的に示せるデータを提出し、また、縮小理由については、縮小場所に一部ハリエンジュが確認されたため、人為改変による外来植物の侵入の可能性が考えられるとのことでした。

次に、7ページの追加3-31をご覧ください。

こちらは2次質問から追加した質問ですが、①では、対象事業実施区域の一部が民有保安林に指定されていることを指摘し、②では、配慮書において保安林の区域に誤りがあるので、関係機関に確認することを指摘していたところ、本図書においても同様の図となっ

ていましたので、配慮書の指摘を受けてどのように対応したのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、本図書では私有保安林の記載が抜けていたため、今後、所管課に追加でヒアリングを行うとのこと。本回答では私有保安林の図がまだ示されておりませんが、事務局でも確認したところ、対象事業実施区域の南部において私有保安林との重複がございました。準備書では正確な区域が示されるものと思われま

す。次からは、前回の審議会において高橋委員からご指摘のあった騒音に関する三つの質問をご紹介します。

11ページの質問6-17をご覧ください。

建設機械の稼働に関する環境騒音の調査期間が平日の昼間の1回となっておりますが、発電所に係る環境影響評価の手引では、地域の実態に応じて1季から4季とされており、今回、調査を1回でよいとした理由について1次質問で伺い、事業者からは、騒音に係る環境基準の評価マニュアルに基づくためとの回答がありました。高橋委員から、今回は発電所の建設作業なので、それに伴う騒音の予測等に使うための数値を求めるのとは意味合いが異なるとご指摘をいただいております、その趣旨を踏まえて、2次質問をいたしました。これに対して、事業者からは、騒音に係る環境基準についてと今回の調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価するため、環境基準の評価マニュアルを参照しても問題ないと考えているが、特定の作業に伴って発生する騒音に関する基準についても整合が取れるかを検討するとし、調査が休工になる冬季を除き、春から秋にかけて環境騒音に差がないと考えているとのこと。

次に、質問6-20をご覧ください。

施設の稼働による残留騒音の現地調査について、調査期間を2季としている理由を1次質問で伺いました。高橋委員からは、有効風速日数を確保できるよう測定を行うべきであり、冬季についても測定を行い、もし定格風速以上の風速が支配的である場合は、除外するという対応も取れるのではないかという旨の質問をいただき、その趣旨を踏まえ、質問いたしました。これに対して、事業者からは、ご指摘を踏まえ、4季の調査を行うとのこと。

最後に、12ページの質問6-23をご覧ください。

北側のエリアの近くに食品工場や牧場があり、従業員への影響についてどのように評価するかを1次質問で伺い、事業者からは、影響が一時的で小さいとの回答をいただきましたが、委員からそのように考える根拠について指摘があり、2次質問で質問いたしました。これに対して、事業者からは、発電所に係る環境影響評価の手引に記載のある学校などの施設は、より静かな環境が求められる一方、食品工場は、施設そのものからある程度音が発生しており、人の滞在時間も短いため、影響は一時的で限定的であるとしつつ、準備書までに、食品工場に対し、事業内容の説明に努めるとのことです。なお、食品工場から最寄風車までの距離は0.2キロメートルで、北側エリアの南部にある牧場は、経営されていないことを確認したとのこと。

資料 2-1 の説明については以上となります。

続きまして、資料 2-3 の関係町長の意見をご覧ください。

関係町は松前町です。

こちらは配慮書時の意見がベースとなっておりますが、一部変更となっている部分もあり、全部で 6 点の意見があります。

(1) は、住民等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うこと、(2) は、大気質、騒音、振動について適切な調査を実施すること、(3) は、事業により水の濁りがないようにすること、(4) は、事業により土壌汚染や土壌の流出、河川の下流海域の漁業への影響について留意すること、(5) は、白神岬は、北海道と本州を渡る鳥類の渡りのルート及び休息地であり、鳥類及び生態系への影響には留意すること、また、先ほどもお話したとおり、区域の一部は保安林に指定されていることから、保安林機能の保全、保水機能の低下がないよう留意すること、(6) は、搬入ルートに町営牧場の管理道路を選定する可能性がある場合は、町と協議し、町の意向を確認した上で、ルート選定を行うことを求める意見となっております。

資料 2-3 の説明については以上となります。

最後に、資料 2-4 の答申文(案) たたき台について説明いたします。

前書きについては、1 段落目の事業の概要、2 段落目の地域特性を踏まえ、3 段落目は、それらについての的確に対応することを求めています。

続きまして、1 の総括的事項についてです。

(1) は、全体的な留意事項として、配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、最新の知見の収集や複数の専門家等の助言を得るなどし、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映することなどを求めています。

(2) は、既設風車や計画中の他事業との累積的影響について、必要な情報を入手した上で、適切に調査、予測及び評価を実施することなどを求めています。

(3) は、相互理解の促進のため、関係町や関係機関、住民等に対し、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることを求めています。

(4) は、図書の公表などについて、今後も印刷可能な状態にすることや、縦覧期間終了後の公表など、さらなる利便性の向上に努めることを求めています。

次に、2 の個別的事項についてです。

(1) の騒音及び振動については、5 点あります。

アは、資料 2-1 の 12 ページの質問 6-52 でも触れておりますが、工所用資材の搬出入に伴う騒音及び振動の調査地点がルート沿いに位置する騒音規制法及び振動規制法に基づく指定区域内に設定されていないため、調査地点を適切な位置に設定すること、イは、先ほど説明した内容ではありますが、施設の稼働に伴う騒音の現地調査について、適切な回数及び時期を設定すること、ウは、区域周辺に住宅等が存在するため、風車の配置に当たっては、住居等から離隔することにより影響を回避、低減すること、エは、適切な風車

配置や機種選定などにより、可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策を検討すること、オは、ほかの風力発電事業との累積的影響についても適切に対応し、また、過去のリプレース案件でも同様の意見を入れていましたが、騒音測定の際は、既設風車の影響を適切に除外することを求めています。

(2) の水質については、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするを求めています。

(3) の地形及び地質については、区域のほぼ全域が重要な地形である松前段丘と重複しているため、地形の詳細及び既設風車による影響の程度を把握した上で、改変による影響を回避または低減することを求めています。

(4) の風車の影については、2点あります。

アは、騒音と同様、風車の配置に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより、影響を回避または十分低減すること、イは、風車の適正な配置や構造の検討のほか、累積的影響についても調査、予測及び評価することを求めています。

(5) の動物については、5点あります。

アは、踏査ルートが土地改変の可能性のある場所を網羅していないため、踏査ルートの設定をし直すこと、イは、哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測、評価が行えるよう、手法や地点、トラップ数などを設定すること、ウは、コウモリ類について、配慮書でも同様でしたが、専門家ヒアリングで希少種を含む多くのコウモリ類の生息の可能性が得られたため、さらに専門家等から助言を得ながら、バットストライクなどの影響を適切に予測及び評価すること、エは、昆虫類などについても専門家の助言を得ながら適切に調査、予測及び評価すること、オは、鳥類への影響について、オジロワシのほか、コクガンやオオミズナギドリなどの希少な鳥類の生息や、バードストライクなどの影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施することとし、累積的な影響についても適切に対応することを求めています。

(6) の植物については、4点あります。

アは、先ほどの案件と同様に、植生の調査地点を追加すること、イは、動物のアと同様に、踏査ルートの設定をし直すこと、ウは、重要な植物種や植物群落が確認された場合は、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討し、特定植物群落は、現地調査により存在区域を明らかにした上で、改変区域から除外すること、エは、外来植物の生育状況の把握や拡散防止対策を求めています。

(7) の生態系については、3点あります。

アは、注目種について適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること、イは、現地調査の際は各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を行うこと、ウは、工事による土地改変や樹木の伐採を最小限とし、植生自然度10及び9の区域や、大径木を含む樹林地については、現地調査でその存在を確認し、改変の回避を最優先とした措置を検討することを求めています。

(8) の景観については、2点あります。

アは、景観への重大な影響が懸念されることから、聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、影響を客観的に評価すること、イは、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項のほか、他事業との累積的影響について、適切に調査、予測、評価することを求めています。

(9) の人と自然との触れ合いの活動の場については、利用状況を調査した上で、施設の稼働による影響も含め、適切に予測、評価を実施することを求めています。

(10) の廃棄物等については、発生抑制や処分量の把握を通じた適切な調査、予測及び評価の実施を求めています。

説明については以上となります。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○**露崎会長** それでは、ただいまの内容につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**先崎委員** 質問6-31と質問6-32の2次質問に関する事業者の回答が的を射ないように感じていまして、夜間の鳥の調査がしっかり行われるのかどうか、個人的には懸念を持っています。ですから、答申文に入れられるかは分かりませんが、希少猛禽類だけではなく、渡り鳥の昼夜を問わない調査をしっかりとって、評価してほしいということを反映できるのであれば、お願いできればと思います。

具体的には、夜間の調査に対して、今の調査設計で夜間の渡りをどの程度カバーできるのか、調査を行っていない時間帯に対する補正は必要ないのかという質問に対して、しっかりとした回答をいただけていないですね。また、現在の夜間調査について考え方や方法を教えてくださいという質問に対しても、夜間にも調査をすることで対応するなどいたしますとしか回答をいただけていないので、夜間の調査をしっかりと実施し、評価してほしいということを入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**事務局(小林主事)** 過去の案件とも比べながら、入れることについて内部で検討していきたいと思います。

○**事務局(石井課長補佐)** 1点だけ確認させていただきたいのですが、夜間の渡りの調査が重要だというのは、ここが白神岬に近く、鳥類の重要な渡りのルートになっているからということでしょうか。それとも、一般的にどこでもということでしょうか。

○**先崎委員** 一般的にも重要ではありますが、ここに関して言うと、特に白神岬に近いので重要であると考えていただいて大丈夫だと思います。

○**露崎会長** ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ないようですので、本日ご審議いただきました(仮称)松前2期風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文(案)に関しては、先崎委員からの鳥の夜間調査についてより明確な調査や内容を求めるという指摘を基に、修正するというところでよろし

いでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、後日、事務局と先崎委員と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、3時5分まで5分間の休憩といたします。

[休 憩]

○露崎会長 それでは、始めたいと思います。

議事(3)に移ります。

本日3回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局(石井課長補佐) それでは、北海道環境影響評価制度の見直しについて、今回3回目のご審議でございます。

主に資料3-1に沿って説明させていただきます。

前回の審議会では、検討のたたき台として、これまでの考え方を適用した場合の規模についてご提示いたしました。今回は、次回の答申に向けて、議論を具体的に進めていければと考えております。

まず、今回検討していただく内容に関する説明の前に、前回、白木委員から質問のありました事業分割によるアセス逃れに関して、経済産業省が事業の一連性について新しい考え方を示しておりますので、その通知文をご用意しております。

参考資料3-4をご覧ください。

この中で、道内でも事例の見られる合同会社などの扱いについては、4ページに記載がございます。

②の管理の一体性のところですが、実質的な管理主体を同定することが必要とし、事業の組成段階からの変遷等を調べることは有用であり、複数事業に分割する場合でも管理の一体性があると認められる可能性もあるということなどが説明されております。

また、工事の時期については、5ページでございます。

同一工事のところですが、発電設備の設備容量に比して、付帯設備の容量が過大である工事計画は、計画された事業の全体の一部である可能性があるため、作業の工程や手続の合理性を検討するとともに、事業の組成段階からの計画の変遷等も考慮すべき場合があるとしております。

白木委員のご懸念について、これで全て解決ということにはならないかと思いますが、経産省ではこのような見解をまとめております。

それでは、風力発電に係る規模要件の見直しについて、資料3-1に基づき、ご説明いたします。

初めに、前回のおさらいをしておきたいと思います。

1の前回審議会での説明概要についてです。

前回は、検討のたたき台として、具体的な数値をお示ししました。その背景については、(2)のたたき台の背景のとおり、三つございました。

初めに、従来の基本的視点として、条例における規模は、全ての事業で、第1種事業は法に準拠しており、第2種事業は第1種事業の数値の0.5以上としております。

次に、今回の法対象規模の変更に係る国の対応としては、最新の知見に基づき、適正な規模を検討したこと、その際には、他の対象事業との公平性の観点を踏まえたことのほか、留意事項的に、風力の特性として、環境への影響は、事業規模に相関するとともに、立地状況による部分も大きいとの意見があったこと、また、より幅広なスクリーニングや簡易アセスの導入など、継続して検討する事項が残されたことが挙げられております。

そして、来年9月末までの移行期間が設けられましたが、道では、第1種事業の規模要件を法に倣うとしていることから、移行期間終了後は、仮に現在の規模を継続する場合でも、新たに規模の設定根拠が必要になるのではないかということで、規模要件の見直しの議論のたたき台として、これまでの考え方を適用した場合の数値として、資料の上の囲みにありますとおり、第1種事業は5万キロワット以上、第2種事業は2万5,000キロワット以上という数値を提示したところです。

前回は、このたたき台を基にご意見をいただきましたので、それを2番目の委員からの主なご意見としてまとめております。前回、欠席された委員もいらっしゃいましたので、会議後にご意見を伺っております。その結果、規模については、従来の考え方を維持し、国に倣った変更、つまり、たたき台のとおりとするもの、また、現在の規模要件を維持するか、できるだけ低い数値とするもの、そして、現在の規模要件を変える必要はないという大きく三つの意見に集約されたと考えております。

さらに、風力発電事業の特性を反映し、累積的影響を考慮することや、規模以外の要素も考慮できないかというご意見もございました。

おのおのの委員のご意見の概要と、それに対する前回の審議会当日の事務局の対応については、字が小さくて申し訳ありませんが、資料3-2に取りまとめております。

これらを踏まえた本日の検討についてですが、事務局としては、3の検討の方向性の囲みにあるとおり、まず、見直しの可否については、多くの委員からご理解いただいたということで、第1種事業と第2種事業の適切な規模について、具体的に検討させていただきたいと考えております。

まず、必ずアセスを行わせる第1種事業の規模については、委員によって理由はそれぞ

れあるものの、従来の考え方に沿って変更することに一定のご理解をいただいたと考えておりますので、5万キロワット以上をベースに検討を行い、そうする場合への懸念があれば、議論していきたいと思っています。

また、アセスを行わせるかどうか個別に判断する第2種事業については、従来の考え方に沿って、第1種事業の半分である2万5,000キロワットとすることへの理解もありました一方で、バードストライクや景観など、地域の状況などを考慮すれば、低い値にすべきという意見も強くありましたことから、2万5,000キロワットというたたき台の数値があることを念頭にしつつ、それよりも低い値とする場合について、その具体的な規模や理由、根拠を整理できるかどうかについて、検討すべきと考えております。

そこで、資料の裏面に、規模設定の考え方を整理しております。この部分が差し替えとさせていただいたところになりますが、規模を従来の考え方で変更する場合、現在の規模で据え置く場合、それ以外の新たな規模にする場合の考え方別に、主に委員からいただいた意見を基に、メリットと課題を表にまとめました。

まず、従来の考え方に倣い、規模要件を引き上げる場合についてです。

規模設定の考え方は、国に倣うという他の対象事業と同じ考え方であり、事業間の公平性、統一性が保たれること、また、今回の国の検討については、様々な意見があるように見受けられますが、最初の前回のおさらいでもお話ししたように、他の対象事業との公平性の観点、同じ考えの下で規模を導き出したこと、それも最新の知見に基づいて検討したことには一定の合理性があり、設定の根拠が明確にされているという特徴、利点があります。一方で、引上げ幅が大きいため、網から漏れる事業が多くなると、環境への配慮が行き届かず、影響が大きくなるおそれがあることについて、委員から指摘がございました。

次に、現在の規模のまま据え置く場合については、従来どおりの環境影響への配慮が継続して期待できること、そして、その他のこれまでと異なる新たな規模を設定する場合は、北海道の地域性に対応した規模要件とすることができるという利点があります。

ただ、どちらの考え方で、風力発電のみ他の事業と異なる考え方で規模設定をすることができるのか、つまり事業の特異性や北海道の地域性を説明できるだけの根拠や、設定する数値の根拠が必要となってくるため、それをどのように説明できるかが課題として挙げられたところです。

また、規模に加え、立地が集中する場合など、地域全体での環境配慮を可能とするために、累積的影響についても考慮すべきという意見もありました。

累積的影響については、計画された事業が必ずしも全て実施されるわけではないことに加え、そもそもアセスは個別の事業ごとに扱うものであることや、規模の小さいものまでを対象としていないことなどから、事務局としては、アセス制度の課題としてはそういった問題があるものの、今回の規模要件の中で検討することは難しいのではないかと考えているところです。

次に、5のその他の整理事項についてです。

アセス制度の趣旨は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全に対する適正な配慮を確保するものであることから、事業の必要性や実施の是非等は評価の対象ではなく、環境の保全に関する項目について検討するものであること、また、環境への配慮を行うべき事業は、配慮の余地が乏しい小規模なものまでを含めるのではなく、この制度を通して配慮が可能となる相当程度以上の規模とすることが過去に整理されております。

次に、前回ご意見のあった第2種事業に関する規模以外の要件の導入についてです。

第1種事業にしろ、第2種事業にしろ、条例の対象となる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業かどうかは、今現在、事業の規模で判断しております。地質や人家からの離隔距離などの条件を持ち込めないかといったご意見については、事業規模ではなく、立地に関する要件であり、そういった要素は第2種事業のアセスの要否判定の基準の中でふるいにかけることが可能ではないかと考えております。

以上のことを念頭に置いて、ご検討いただければと考えております。

これ以降は参考資料の説明となります。

参考資料3-1は、10月の審議会でもお示ししている、これまでの道内におけるアセス手続実施事業の一覧です。これを基に、規模別、年度別のアセス件数をまとめたものが参考資料3-2となります。一部は、10月の審議会で会長から確認の意味で質問があり、お答えをしたところです。

この表は、法と条例、新旧の節目となる数字で区切って整理しております。上の2段ですが、今の条例の第2種事業の下限である5,000キロワットから、法の旧の第2種事業の下限である7,500キロワットまで、つまり条例の第2種事業のみに該当する規模、それから、現在の条例の第1種事業の下限である1万キロワットまでの規模について、要するに、法の旧の第2種事業の範囲の規模については、風力発電所がアセスの対象となつてから今まで、アセスにかかった実績はございません。

それ以上の規模ですが、たたき台で示しました第2種事業の下限の2万5,000キロワットまでについては、これまで全体として65事業を実質的に扱ってきた中で、9事業が該当し、そのうち、かぎ括弧をつけている1件は洋上でございます。そして、リプレーは、その下の括弧書きにあるとおり、5件となっており、新規の事業は、平成27年の洋上の1件を除き、陸上では平成25年を最後に計画されておられません。

令和に入ってから、洋上が非常に多いという傾向もありますが、陸上でも5万キロワット以上の計画が多いという傾向になっております。

それから、参考資料3-3は、前回もつけておりました法と条例の対象事業規模の一覧となります。国の検討では、事業間の公平性の観点も踏まえて規模が設定されており、道も同じ考えに立っておりますことから、ほかの対象事業ではこの面積規模で第1種事業と第2種事業を定めているということの参考として、お示しいたしました。

以上、条例対象の風力発電所の規模要件の見直しに関しまして、論点整理を中心にご説

明いたしました。

委員の皆様には、この論点整理を受けて、第1種事業と第2種事業の適切な規模、具体的な数値についてご検討を進めていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明を基に、検討を進めていきたいと思います。

この案件は、実は、次回で答申をしないと、かなり厳しいという予定であり、本日は議論を具体的に詰める必要がありますので、皆様のご協力をぜひともお願いします。

それでは、検討に入りますが、まずは、事務局でまとめていただいた検討の方向性に沿って、規模の議論を進めていきたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、まず、第1種事業の規模についてです。

道のこれまでの考え方であります法に準拠にのっとり、5万キロワット以上に引き上げることについては、ほかの数値とするだけの理由なり根拠を示すのは難しいのではないかなという言わば消極的なものも含めて、委員の皆様からは一定の理解があったと判断しているところですが、一方で、これまでどおり、あるいは、できるだけ低くという意見もありました。

事務局からは、対象外となる事業が出てくる可能性があるという課題は残るものの、ほかの事業との公平性や統一性が保たれるということ、それから、国の検討については、他事業との公平性の観点、同じ考えの下で規模を導き出しており、合理性もあるということでした。

前回の議論において、地域性については第2種事業で見るのがよいという話もあったと思いますが、5万キロワット以上とすることについて、皆さん、いかがでしょうか。改めて意見がありましたらお願いいたします。

○**吉中委員** 議論の前に少し確認させていただきことがあります。

前回の議論の後、事務局から私の発言が不明瞭であったということで、追加の説明を求められ、私は文書で提出をいたしました。そのことについては、この議論のテーブルに乗っていると考えてよろしいのでしょうか。

もう一点ですが、先ほど、経産省並びに環境省の連名の一連性の考え方についてご説明いただきました。その考え方についてはご説明のとおり理解したのですが、参考資料3-1の53番（（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業）と61番（（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業）の二つの事業については一体性があるものと判断するのでしょうか、道のお考えをお聞かせください。どこまでを一体性のあるものと認めるかによって、規模の議論も変わってくるかと思いますので、ご質問した次第です。

○**事務局（石井課長補佐）** 前回の審議会の後に、各委員の方々に必要に応じて追加の確認をさせていただいております。吉中委員からは、改めて、前回のご発言の真意というか、より深いご説明をいただきました。それについては、資料3-2で基本的にはまとめてい

るかと思えます。具体的には、委員にご質問をさせていただいたときとほとんど変わっておらず、それを踏まえて、今回、資料をつくっております。

次に、もう一つの質問の53番と61番について、一体性があるのかないのかということです。

この判断については、法対象事業のため、今、道としてこうだとはっきり言うことはできませんし、経産省にこのケースだったらどうだということを確認しておりませんので、今回の審議会が終わりましたら、この一連性の新しい考え方について、どういう判断になるのかを確認したいと思えます。

○吉中委員 まず、2点目のご回答についてです。

参考資料3-1を見ていただくと、例えば、聚富望来の今の計画の想定最大出力は3万3,600キロワット、当別は5万400キロワットと、非常に微妙な数字が上がってきておりますよね。こういうものが出てきたときに、果たして第1種事業になるのか、第2種事業になるのか、あるいは、それ以外になるのかというのを具体的に考えていく必要があるかと思えますので、その根拠をはっきりさせていただかないと、具体的な数字の議論ができないものと思えます。

それから、1点目について、私は、事務局からの要請に基づいて、A4判1枚物の紙にまとめたものを提出しております。もしよろしければこれを皆様に配付させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 今、この場でというのは、準備の関係もありますので、審議会が終わった後でもよろしいでしょうか。

○吉中委員 この議論に大変関係すると思えますので、もしよろしければ、今、チャットに全文を載せたいと思えますが、いかがでしょうか。あるいは、会長のご指示があれば、全文を読み上げさせていただくことも可能ですが、それはあまりに無駄かと思えますので、ご判断をお任せいたします。

私が一番言いたかったことですが、国の基準をそのまま盲目的に道の基準にするのではなく、国の審議会でも議論があったように、それぞれの立地をしっかりと考えるべきだという意見が強かったところです。ですから、北海道ならではの立地条件を十分に踏まえて慎重に検討すべきであり、その検討が終わるまで基準を置き換えるのは適切ではないということでございます。

○露崎会長 これは、会場では見えているのですが、ほかの委員の皆様には見えているのでしょうか。チャットにファイルがついているそうですので、そちらを開いて一読ください。

一応、皆さんがざっと目を通したという前提で話を進めたいと思えます。

○事務局（石井課長補佐） では、事務局から今の吉中委員のご意見に対して発言します。

私どもとしましては、国の検討会でいろいろな意見があったことは承知しておりますし、一定の考えの下で、今回、引き上げるという結論が出た、新しい数値が出たということに

については、きちんとした筋が通っているという面があると思っております。これまでは、国に倣って第1種事業を設定しております、それについて盲目的という言葉もありましたけれども、国の説明についても一定の合理性があると考えているところでございます。

その一方で、地域性についてきちんと検討すべきだ、規模だけではなく、立地によるところもあるぞというご意見が国の検討会の中でもありましたので、そこについては第2種事業で検討するところかなと考えているところでございます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○白木委員 先ほどの吉中委員からの意見に関してです。

この中には、これまでの道の規模要件で出されている数値に関しては、北海道の立地条件や影響程度を検討して出されたものではないかということが書かれていますが、それに対する道からの回答を伺いたいと思います。例えば、これがきちんと検討されたものであるなら、国が変えたからといって、北海道の状況が変わってしまうわけではないので、むしろ変える理由にはなりづらいのではないかなと思うのです。それも踏まえ、吉中委員からの質問に対する回答をお伺いしたいと思います。

○事務局（石井課長補佐） 今の風力の規模要件を決めたときは、風力事業をアセスの対象に加えるかどうかが一番大きな議論になり、加えるのが適当という結論になって、その規模については、今までも国に倣っている、その規模で行きましょうというのが大筋の流れでございました。

○白木委員 ということは、前回の数値は、特に北海道の状況を踏まえて決められたものではなかったということですか。

○事務局（石井課長補佐） 具体的に北海道の状況を反映して数値を決めたというような記録というか、記述は見つけられませんでした。

○露崎会長 ほかに確認しておきたいこと等はございませんか。

○奈良委員 参考資料3-3で風力発電所のところが太枠になっていますが、他の発電事業との公平性という説明で、このたび、国が5万キロワット以上とすると伺いましたが、ほかのところに5万キロワットという数字はないのですよね。3万キロワット、15万キロワット、1万キロワット、4万キロワットということで、風力発電が5万キロワットになったことについてはどのようなことからなののでしょうか。もし分かりましたら教えてください。

○事務局（石井課長補佐） 前回の資料は、今、委員の皆様の手元にないかもしれませんが、前回、国の検討過程についてはご説明させていただきました。第1種事業について、面的事業というのは100ヘクタールを基本としております。ただ、風力発電は、高さ方向への影響もあるので、厳しめに見るべきだろうということで、面積的には50ヘクタールを基準としています。その50ヘクタールの面積に相当する発電所の出力はどれくらいなのかですが、これまでのアセスの準備書の事例から、面積と出力を図に表し、グラフ化したところ、50ヘクタールに相当する出力が大体5万キロワットだったことから、この

ように設定したとされております。

○奈良委員 前回、確かに、面と高さの話を伺った記憶が戻ってきました。

参考資料3-2の中で、5万キロワット以上になった場合、65分の43はカバーできるということですが、それ以外がカバーできなくなっていくことをよしとするのかです。今後、またどんどん増えていくと思うのですが、その増え方について、小さくすればスルーしてしまうのではないかとという大きな危惧がありますし、そこをどう考えるかということなのではないかと思っています。

○露崎会長 ほかに確認したいこと等はございませんか。

○吉中委員 度々申し訳ありません。

今、奈良委員がおっしゃった5万キロワット以上にしたときに漏れてくるものがどのぐらい出てくるのだろうというご懸念ですが、それは私の最初のご質問の二つ目だったでしょうか、どこまで一体の事業として見るのかでも件数が左右してしまう可能性があるのかなと思っています。

先ほど例として挙げたとおり、全く同じ代表者の方が勤めている合同会社が隣接したところで計画している風力発電施設が一体のものでないとなれば、どちらも非常に微妙なところの数字が挙げられておりますけれども、1基減らすことでアセス対象からなくなってしまうということが出てくるのではないかなというのが1点目です。

2点目は、現行の基準を決めた経緯について、事務局からご説明をいただいたことによりますと、先ほど共有させていただいた二つ目のパラグラフは、私の理解が間違っていたということですね。前回の条例に基づく基準を決めたときには、アセス対象にするかしないかという議論が主であって、北海道の特殊な立地特性については、ほとんど考慮されなかったということを今理解いたしました。

ただ、その考えをそのまま踏襲するということは、北海道の立地特性を全く考慮しないまま基準を決めてしまうということで、それはいかがなものかなと思っています。風力発電がアセス対象になってから、事業者の協力によっていろんなデータが集まってきておりますので、そういうデータをしっかりと分析した上で、北海道に一番適した基準を決めていくという丁寧な作業が必要かと思えます。

○露崎会長 今の話は、自分の立場を離れて、委員として言いますと、前回、自分が言ったように、第2種事業をどう扱うかというのがすごい大事なポイントになってきていると思うのです。

また、吉中委員が言ったことと全く同意見ですけれども、先ほど言っていた同一事業に吉中委員が挙げた例が該当するかしないかが近々分かるということはないですか。これはすごくいい判断基準になるなと思っていますのです。

今、回答に時間がかかるということなのですからけれども、確かに、同一事業をどこまで扱えるかによって、第2種事業の扱いが変わってきますよね。個人的には、第1種事業は5万キロワットでもいいかなと思っていますのですけれども、大事なものは、下をどこまで拾う

かです。逆に、全部やってしまうと切りがないという実情もあるので、例えば、重大な環境影響を与えるものに1基で該当してしまうということもあるかもしれませんが、ここで話すのにそぐうのだろうかということです。現実を考えると、第2種事業の扱いがちゃんとできると、場合によっては、第1種事業は5万キロワットでもいいのかもしれないということですが、そのための事例を示すことはできませんか。自分が今言ったことも含めまして、意見等々がございましたらお願いします。できれば、第1種事業の線に関する議論が中心でいいかなと思っているのですが、どうでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 北海道の実情に関する事例も増えてきたことだし、しっかり検討するという吉中委員のご意見についてです。

もちろんそれは非常に重要なことだと思っております。ただ、第1種事業について、ほかの事業と異なる基準、要するに法と異なる考えで規模を設定するということになりまして、これは風力だけの問題ではなく、道の環境影響評価条例の考え方や、対象とするものをどうするのかという全体の議論になってしまうのですね。これは、昨年度の太陽光をどうするかというときにも少し議論が出てきております。私は、この4月からの担当なので、昨年度にどのような雰囲気の中で検討が進められたのかをつまびらかに把握していないのですが、議事録を確認したところ、太陽光のときもそのようなことが話題になっていたと読み取っております。

ただ、このときも、やはりアセス制度全体の話になるので、それは条例全体の検討のときにさせていただきたいということについて、委員の皆様にはご理解をいただいたという経緯がございます。

ですから、第1種事業はこれまでの考え方で行ければなと事務局としては考えているのですが、一方、今までも言っておりますように、国の検討会でも立地によるところが大きいという意見がございましたので、第2種事業については、これまでの道の考え方と違いますか、風力の特性についてきちんと整理ができれば、そういうこともあり得るのかなと考えているところでございます。

○露崎会長 取りあえず、これは絶対にアセスの対象になるという規模に関して、要するに、第1種事業に関して、ほかに意見等はございませんか。それを忘れて議論すべきだと言われれば、それはそれで考えますが、やっぱり、第1種事業、第2種事業は一緒に話すべきだと言うのでしたら、お願いいたします。

あと、付け足し発言ですけれども、参考資料3-3の見方です。実は、自分はこの間まで誤解してしまっていて、風力発電の新しい規模は5万キロワットで、ほかは全部違うではないかということはこの表は言いたいのではなく、風力発電所を除くと、国の環境影響評価法と同じ数字に準拠してやっています、ただし、風力発電だけは、第2種事業において、北海道の特性に鑑み、国と違う数字にしていますという意味ですよね。

○事務局（石井課長補佐） 今までは風力も国と同じだったのです。

○露崎会長 では、今回、風力だけ国と違う数字にするというのは、かなり特異な事例に

なるということですが、これが今回の改定の目的の一つになるわけです。

変な話ですけれども、何はともあれ、まずは、これ以上は絶対にアセスの対象にしますというのを5万キロワットにすることを同意していただけるのでしたら、第2種事業をどうするか、くどいようですが、そちらが大事ななと思っておりますので、そこについての議論に移らせていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○吉中委員 教えてください。

第1種事業は、国の法律に基づく数字と全く同じにする一方、第2種事業は、そうではなく、都道府県独自に決める根拠というのはどこにあるのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 第2種事業については、独自に決めることも可能ではないかということです。その根拠に、国の検討会で、今回、規模だけではなく、立地によるところも大きいと言っていることを足がかりに、風力の特異性を他の事業と明確に区別ができるということがあります。

また、新たに設定する規模についても、地域性を反映したもので、きちんと説明することができるのであれば、新たな考え方とすることも不可能ではないのかなということです。今までの考え方を変えることありきではなく、そういうことが可能であるかどうかを委員の皆様方に整理していただければと考えております。

○吉中委員 ということは、第1種事業の規模についても、今まで得られた知見を基に、北海道としての基準を慎重に考えていく余地はあるというご回答と理解してよろしいですか。つまり、第1種事業については国の基準をそのまま踏襲しないといけないという根拠があるのかを知りたかったのです。

○事務局（石井課長補佐） 第1種事業については、基本的には国に準ずるという今までの考え方が基本だと思っております。ただ、第2種事業については、先ほどからの繰り返しになりますが、今回の国の検討会の中で、規模だけではなく、立地によるということが挙げられております。

古い話になりますが、法ができたときに条例の考え方についてもいろいろと整理しているのですけれども、対象事業の考え方として、立地については第2種事業で見るという趣旨の整理もしております。

○吉中委員 私が言いたいのは、であれば、第1種事業についても北海道の状況をしっかり踏まえた慎重な議論、慎重な検討をすべきではないかということです。

○露崎会長 慎重な検討は当然大事ですし、誰も否定しないとは思いますが、最初に言いましたように、次回で答申を出さないと間に合わないという実情もあるのですが、どうでしょうか。

○吉中委員 私に問われていますでしょうか。

○露崎会長 みんなに問うたつもりです。

○吉中委員 私のご意見を申し上げますと、時間がかかっても議論をすべきだと思えます。そして、それが調うまでは現行の数字で走ればいいのかという考えです。

○露崎会長 それが可能かどうかについて、お答えをお願いしますか。

○事務局（石井課長補佐） 道の条例の規模については、今まで、国に倣うという考え方でずっとやってきております。移行期間が来年の9月末で切れますので、それまでに道の基準を変えないといけません。その移行期間が過ぎた後も、新たにこういう規模ですと設定せず、そのままですと、来年の10月以降、道が設定している数字の根拠がなくなってしまいまして、そういう事態は避けたいと考えております。

○吉中委員 水掛け論になってしまうので、もうやめたいのですが、国の第1種事業、第2種事業の基準が変更になれば、道の基準も変えないといけないというのはどこかに書いてあるのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 明文化されているものではなく、先ほども申しましたように、法ができたときに、条例ではどういうふうに対応するのだということを検討し、他に倣うことがよかろうということで整理されているということです。

○吉中委員 ですから、そのときの議論が国の基準をそのまま引っ張ってきたというご説明でしたので、であれば、今回はしっかりと議論すべきではないかという問題提起でございます。

○事務局（石井課長補佐） 先ほども申しましたように、昨年度の太陽光の案件のときにもそういうお話がありましたけれども、条例の数値の根拠がなくなるという事態は避けたいと考えておりますし、第1種事業の考え方からして、条例全体の考え方の問題となりますので、今回、そこまでというのはなかなか難しいのではないかとということです。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 今のやり取りを伺っていて感じたのですが、そもそも、我々委員に対して意見を聞くときに、第1種事業は国に合わせて5万キロワットにしたいと思えます、第2種事業についてはどうでしょうかというのがきっと正しい聞き方だったのかなと私は受け止めました。第2種事業について、道として違うことができるのではないかとということです。参考資料3-3を見ますと、第1種事業は国に倣えですよね。第2種事業ですが、国のものは第1種事業から4分の3になっているけれども、道は、全部の発電事業で第1種事業の2分の1にするわけです。例えば、その2分の1を4分の1にする、5分の1にするみたく、今までと違うことをやるとなると、きっと大変なのではないかなという印象を受けました。

ともかく、第1種事業の5万キロワットについては、これで行きたいということでの意見を私たちは述べるべきなのだろうなということと、それについての聞かれ方とこちらに投げかけられた内容についての答え方がちょっと違ったのかなと思いました。

取りとめのない意見ですが、第2種事業について、それではどうするのかとなりますと、せいぜい2分の1なのかなという印象を受けています。

○事務局（石井課長補佐） 第2種事業についても、第1種事業の2分の1が基本だという道の考えは前回のたたき台で出しておりますし、それは変わっておりません。ただ、前

回の皆様のご意見から、第2種事業については低くしたほうが良いというご意見も多くございました中で、そのご意見に答える余地はないのかを考えました。その足がかりとして、国の検討会の意見もあるということで、立地については第2種事業でカバーするという考え方から、風力みの事業の特性がきちんと整理できれば、今回、第2種事業については、今までの考え方を変えることも不可能ではないのかなということです。ですから、基本は、やはり第1種事業の2分の1ということで、2分の1を変えるのがありきということではございません。

○**露崎会長** ほかに確認事項等はありませんか。

○**大原委員** 審議会の立場としては、恐らく、専門家が集まって、このようにしてほしい、あるいは、このようにしたらいいという道民の意見なり専門家の意見を集めるということであって、決定するのは知事であり、私たちは助言をするということだと思っております。別に付度する必要は何もないと思うのですが、まさに事務局が言われたとおり、国の決めたことは尊重し、従いながらというのが、多分、行政的な極めて普通感覚だと思います。そこで、私たち専門家の意見を審議会として言ったときに、知事はその辺りの折り合いをつけ、決定するということです。

私は昆虫が専門ですが、それから見ると、やっぱり、風車についてのアセスメントはまだ十分ではないと思うのです。ただ、北海道は自然を残そうと頑張っているところですので、国が2万5,000キロワットと言っても、審議会としては、もっと厳しくして、低い出力のものもアセスにかけてほしいということがきちっと言えればいいのではないかなと思います。

会長もそういうふうにおっしゃられていましたが、第2種事業の議論をきちっとして、第1種事業については、道庁の事務局の行政的な配慮を尊重していいのかなというのが個人的な意見です。私は専門家ではないですので、行政的なところは事務局にお任せできればなと思いました。

○**露崎会長** 意見がおおむね二つに分かれているように思います。予定では次回の審議会でも答申ということになっているのも理由ですけれども、今回である程度のめどをつけておきたいと思っています。これまでの議論を通じて、第1種事業については、どの程度、コンセンサスというか、意見の一致は見られているのでしょうか。それに、5万キロワットと決まったからといって、未来永劫5万キロワットというわけではないですね。答申に間に合わせるためという最も大事な事情もありますが、第1種事業については5万キロワットに、次回、いかに第2種事業を設定するかという議論ができるといいなと思っているのですが、その流れでよろしいでしょうか。

○**吉中委員** もちろん会長のご指示に従う用意はありますので、ご指示をいただければそのとおりにしますけれども、私の立場は今も変わっておりませんので、私の意見も含め、その旨をしっかりと議事録に残していただければと思いますし、ほかの方々のご意向に沿いたいとも考えております。

○露崎会長 くどいようですし、今、事務局にも確認したのですが、これはきっと永遠に答えの出ないテーマですので、常日頃、議論を深めていきたいと思っています。

取りあえず、本案件について、第1種事業はおおむね5万キロワットを基準として考え、次回までに第2種事業についての皆様の考え方を整理しておいていただきたいと思います。

今、第2種事業について、数字は入れられませんけれども、今後の課題ということで、次回に進め、より円滑に話を進めていきたいと思っています。ただ、5万キロワットを前提に、第2種事業について、落としどころというか、詰めどころを確認しておけたらいいと思うので、ここは考えるべきだというのがございましたら、挙手をお願いいたします。

○白木委員 以前、事務局にメールで意見をさせていただいたのですが、第2種事業に関しては可能な限り数字を下げるべきだと思っています。また、これは無理かもしれませんが、場合によっては現行より下げてもよいのではないかという意見です。それに対し、根拠となる数字を示してほしいとのことでしたが、私がこれまで経験した最も大きな環境への負荷というもので、自分が専門としているものとして、天然記念物であり、国内希少野生動植物種である鳥類がある事業地内で分かっているだけで23羽死んでいるというものがあります。それに関しては、規模要件でいくと、2,200キロワットです。非常に小さいですが、大きな犠牲を出しています。本来、国が保全すべきような生物種をこれだけ殺して、死ぬような状況にしておいて、そのまま放置されたという非常に問題があるものだと思いますが、ここに関しては、少なくとも国立公園の保護地区とか、いわゆる一般的な線引きができるような場所ではありません。北海道には、恐らく、そういった場所があります。特に、風のいい場所は、猛禽類がたくさん飛ぶわけですよ。でも、保護の網にかかっていない場所はたくさんありますし、例えば、定性的に保護区などを指定したとしても、そういった場所は入ってこないのです。

ですから、私は、数値としてはっきりと影響が出ている場所の2,200キロワットという数字を挙げてもいいのではないかと考えています。これが無理だということであれば、現行の0.5万キロワットを現状維持することを提案いたします。

○露崎会長 それぞれの専門分野から思うことがあると思うので、こういう基準について考慮したほうがいいのではないかというご意見がありましたら、よろしくをお願いします。

○奈良委員 私は景観の専門ということで参加させていただいているのですが、今、白木委員がおっしゃったことは、とても心に響きました。ただ、景観のほうで数値を提示するのはとても難しいのです。

参考資料3-2の中では、1万キロワット未満は0なのですね。1万キロワットを超えると、いきなり9という大きな数字になっていて、これは、北海道として、過去にこれだけの件数がありましたという数値ですので、第2種事業で1万キロワット以上というのはどうかと思いました。

○露崎会長 ほかにございませんか。

今出しておいたほうが次回は円滑になりますので、よろしく願います。

○秋山委員 結構難しい問題だと思っています。今、風力について議論しているのですが、地域特性などを考えますと、やっぱり、全事業に関わる考えを持たないと駄目な内容になってきているのかなという意識を持っています。

風力について考えるときに、風力だけの特殊性とは何かを明確にしない限り、第2種事業の数値の決定もできないですし、どこの観点から見るかで見方も違ってくると思います。基本的な考え方としては、0.5倍という考え方を軸にして、風力がほかの事業と比べて何が違うのかという観点を整理していく必要があるのかなと思っています。そこを踏まえて数字で決めるのか、それとも、こういう特殊性があるから、その場合には対象にするだとか、そういう考え方で整理していったほうがいいのかと考えながら聞かせてもらっていました。

○露崎会長 ほかにございませんか。

奈良委員に言われてずきっときたのですが、自分は、例えば、植生自然度9以上が予定地の何割以上だったら絶対に対象だというふうに数字で決められることはないかなと思っていたのですが、そうではない観点もあるので、確かにすごい難しいと思います。その辺について、全部を洗いざらい出すことは無理でしょうけれども、それぞれの観点から今のうちに言っておいたほうが良いと思うことがございましたら、よろしく願います。

○大原委員 風車により昆虫がどれだけ実際に殺されているかというのは、データがそろってなくて、本当によく分かっていません。それに比べて、白木委員が言われた鳥については、極めて具体的な数字ですので、まさに2, 200キロワットか、あるいは、5, 000キロワットでもいいのかもしれませんが、その辺りは実際のデータもきちっと考えたらよいと思います。ここで許してしまえば、そこでたくさんの猛禽類がいなくなる可能性もありますよね。北海道には特に大型の猛禽類が多いですので、この審議会としては、その辺りをきちっと考慮するという立場で、白木委員に私は賛成です。

○露崎会長 そのほか、騒音や水質等々、いろいろあると思いますが、今のうちに言っておいたほうが良いことがあれば、よろしく願います。

○吉中委員 繰り返しになりますが、先ほどの白木委員のお話と同じで、今までいろんな知見が集まってきていると思うのですよね。それをしっかりと踏まえて、できる限り科学的、客観的な考え方を打ち出していく必要があるのだろうなと思っています。

そういう意味から、今までの成果を我々としてもしっかりと勉強したいと思うので、何かしらまとめていただけると大変ありがたいというのが一つでございます。

多分、将来にわたっても、このアセスのプロセスを通じて、貴重なデータや知見がまた集まってくると思いますので、そういう意味でも、できるだけたくさんのデータが集められるような仕組みにするといいのではないかなと思っています。

もう一点、これも先ほどのどこまで一体の事業と認識するのかということとも関係する

のですが、ある地域、ある生態系の固まりの中で、一体どれぐらいの累積的な影響が出てきていて、また、これから想定されるのかという視点をどうやって入れればいいのかよく分かりませんが、考える必要もあるのかなと思っていました。

○**露崎会長** 今の吉中委員のご意見について、自分からも付け足しますが、やっぱり、どこから同一工事なのかの白黒がはっきりしないと、結構話しづらいついていて思うのです。ですから、先ほど吉中委員が言った具体的事例でなくても、これこれこういう場合は、同一工事になります、逆にこれはなりませんという例が示されると、すごく話がしやすくなると思うので、そういうものを次回までに提示していただくようお願いいたします。

ほかにございませつか。

○**白木委員** 何度もすいません。

第2種事業の規模要件の話ではないのですけれども、例えば、規模要件を決めたとして、その後ちゃんとスクリーニングされて、アセスをしなければ駄目なところがきちんと選ばれていく過程というのも非常に重要だと思つのですが、今回、それは協議されるのでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 前回、第2種事業の判定基準について資料をお示しし、説明させていただきました。具体的には、法令で指定された地域以外にも、重要な自然環境の存在ということで、具体的な基準についてはあまり決まっていないところだす。

野生生物の重要な生息地、生育地、また、自然度が高い植生についても拾っていくよということは、現在でも第2種事業の判定基準で示されておりますが、そのさらに具体的なものについては、また改めてご相談させていただきたいと考えております。

○**白木委員** これから検討の余地もあるということですが、要は、先ほどお話ししたように、例えば、重要な生息地に何らかの保護の網がかかっているとか、リスクの高い場所として必ずしも示されているわけではないわけだす。それは、あらゆる生き物や自然環境も同じだと思つますし、景観についても、もちろんそういった基準はなかなかないと思つます。でも、これから基準を決めるときには、実際にその基準の中に入っていたものについてきちんとアセスにかけられないといけないのですよね。ですから、そちらの面も非常に重要だと思つています。

○**露崎会長** ほかにございませつか。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 今、これ以上審議するより、次回、第2種事業をはじめ、全体像をきっちり決めたほうがいいものができると思つます。取りあえず、第1種事業については、5万キロワットを目安に、第2種事業については、次回検討し、できれば結論を得ることといたします。今、それに関連する意見がたくさん出そろいましたので、議事録等で整理されたものを後で見て、次回の審議会の参考にしたいと思つます。また、積み残した部分については事務局に要点をまとめていただいて、次回までに整理していただくということによろしいでしょうか。

○白木委員 先ほどの私の言い方が悪かったかもしれませんが、要は、非常に重要なこととして、結局、規模要件が合致していても、その中でちゃんとスクリーニングして、大事な場所が選ばれないといけないわけですね。そのための協議も並行して進めていただけるのかということを知りたかったのです。

○事務局（石井課長補佐） 時間的なこともありますので、並行というより、第2種事業の結論が出た後に、引き続きという形にさせていただければと思っております。

○白木委員 それは時間がかかっても大丈夫ということでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 第2種事業の判定基準のさらに細かいところについては、手続的にはそう大きなものではないと考えております。規模要件を変えて、施行は来年の10月からになると思いますので、そのときまでにまとまっていればいいのかと考えております。

○露崎会長 冷静に考えると、やっぱり、それほど余裕がないということですので、次回に議論できるところはきっちりと議論しましょう。

各委員からほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 これをもちまして、本日の議事は終了したいと思います。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 本日は、長い時間、熱心なご議論をありがとうございました。

今までご審議いただきました規模要件については、次回までに整理しておかなければならない内容がたくさんありますので、またいろいろとご相談をさせていただきたいと思っております。

正直に申しまして、風力のみの特異性というのが、鳥類だけで整理できるものなのかなというところについても、次回までに整理をしておかないといけないのかなと感じておりますので、そういうことも含めて、引き続き、ご協力いただければと考えております。

では、次回の予定になります。

次回の令和3年度第7回北海道環境影響評価審議会は、年明けの1月14日13時30分から、本日と同じく、北海道第二水産ビルの3階の3S会議室での開催を予定しております。

今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンライン開催とする等、開催方法の変更があることも考えられますが、ご了承をいただきたいと思います。

日時等の詳細の変更がありましたら、改めてご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上